

65歳以上の方へ

## 介護保険料のお知らせ

平成 29 年度の介護保険料を 7 月中旬ごろ「介護保険料決定通知書」によりお知らせします。介護保険料は、本人および世帯員の前年の所得状況に応じて決定します。

### 《保険料の決め方》

介護保険制度では、地域の実情等に応じた介護サービスが提供されるよう、3 年ごとに市区町村が「介護保険事業計画」を策定し、その計画にもとづき介護保険料を決めています。

平成 27 年度から平成 29 年度までの介護保険料は、「南越前町高齢者福祉計画および第 6 期介護保険事業計画」に位置付けられています。

### 《保険料の納付方法》

#### 特別徴収：保険料を年金から天引き(原則 年金が年額 18 万円以上の方)

- 年金の支払い月(偶数月)に年金から天引きされます。
- ただし、年金額が 18 万円以上でも、次の場合は一時的に納付書で納めることになります。
  - ① 65 才になったときや、他の市町村から転入したとき
  - ② 年度の途中で、保険料額や年金額が変更になったとき
  - ③ 年金が現況届の出し忘れ等により一時停止されたとき

#### 普通徴収：保険料を納付書(または口座振替)で納付

- 保険料を年 6 回に分けて、7 月、9 月、11 月、12 月、1 月、3 月に納付書(または口座振替)で納めます。

■ 問合せ 保健福祉課 ☎ 47-8009

保険料は、介護保険を運営していくための大切な財源です。介護が必要になったときに誰もが安心してサービスが利用できるよう、きちんと納付しましょう。



## 7月から滞納処分業務の一元化開始

町税のほか介護保険料などの滞納処分業務を町民税務課税務係で行います

町ではこれまで、住民税・固定資産税・国民健康保険税などの町税の滞納処分業務は町民税務課税務係が行っていました。

町では、厳しい財政状況のなかでまちづくりを進めるためには、税、保険料などの収納を確保し、安定的な財政運営を維持することが重要な課題となっています。

このため、7月から、町税のほかに介護保険料などの滞納処分業務を町民税務課税務係で行い、収納額・収納率の向上を図ることとしました。

### ◎町民税務課税務係で行う公金の滞納処分業務

税務係では、町税の徴収業務に加えて、介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育料の3つの公金についての滞納処分業務を行い、専門の徴税吏員が対応することとしました。

7月から一元的な滞納処分業務を開始する予定です。

### ◎町税や公金の滞納に対して

滞納徴収業務の一元化によって、納付相談などの窓口を一本化し、町民負担の公平性の確保と納付秩序の維持のため、再三にわたり納付を要請しても町税や公金の納付に応じない滞納者を対象に、法律に基づく財産の調査や差押といった滞納処分を行っていきます。

### ◎放置せず相談を

町税や公金を納期限内に納付していない方は、未納を放置せず、今後の納付について早めに相談してください。

■ 問合せ 町民税務課 TEL 47-8014